

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る建築審査会包括同意基準

30建第280号

平成30年11月6日

長崎県土木部建築課長通知

この基準は、建築基準法第56条の2第1項ただし書きによる許可について、建築審査会の同意を得る際に「包括同意とすることができるもの」の基準について、以下のとおり定め、平成30年9月25日から適用する。

なお、平成21年4月1日付20建第482号は、平成30年9月24日限り、廃止する。

【包括同意とすることができるもの】

1. 基準

本許可において、建築審査会に同意を得る際、「包括同意とすることができるもの」は、既に当該許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で、次の各号に該当するものとする。

- 一 許可を受ける敷地が、直近の許可に対し、同項の規定の適用において隣地の日照が不利となる面積及び形状の変更を生じないこと
- 二 同項に規定する平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせないこと
- 三 当該敷地内に違反建築物が存在しないこと

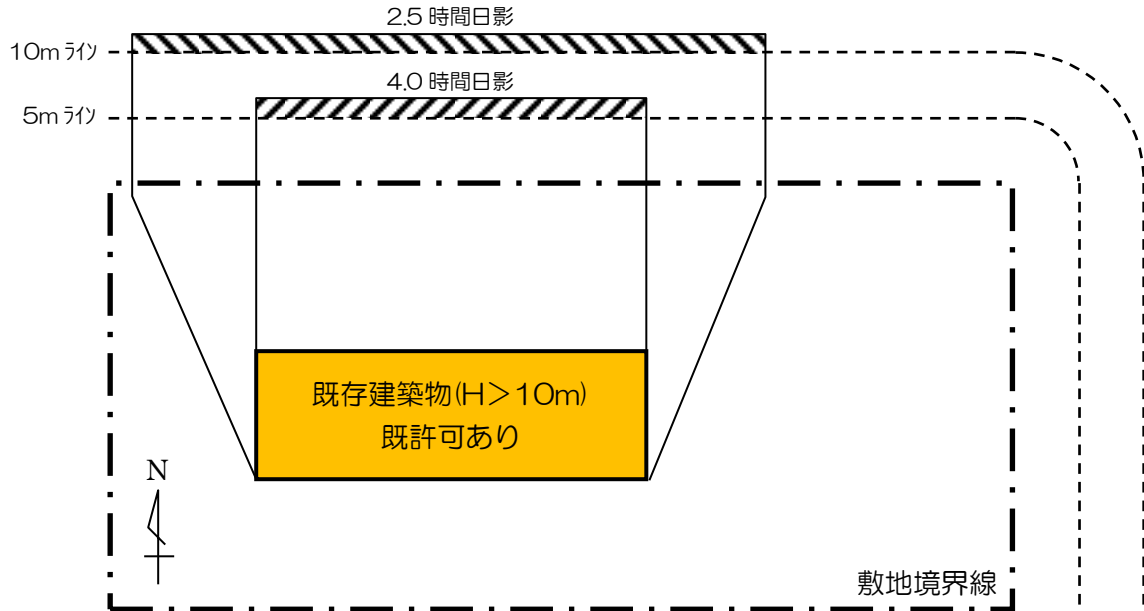
2. 建築審査会の同意と報告

この包括同意基準に基づく許可の同意については、建築審査会が同意したもののみなす。

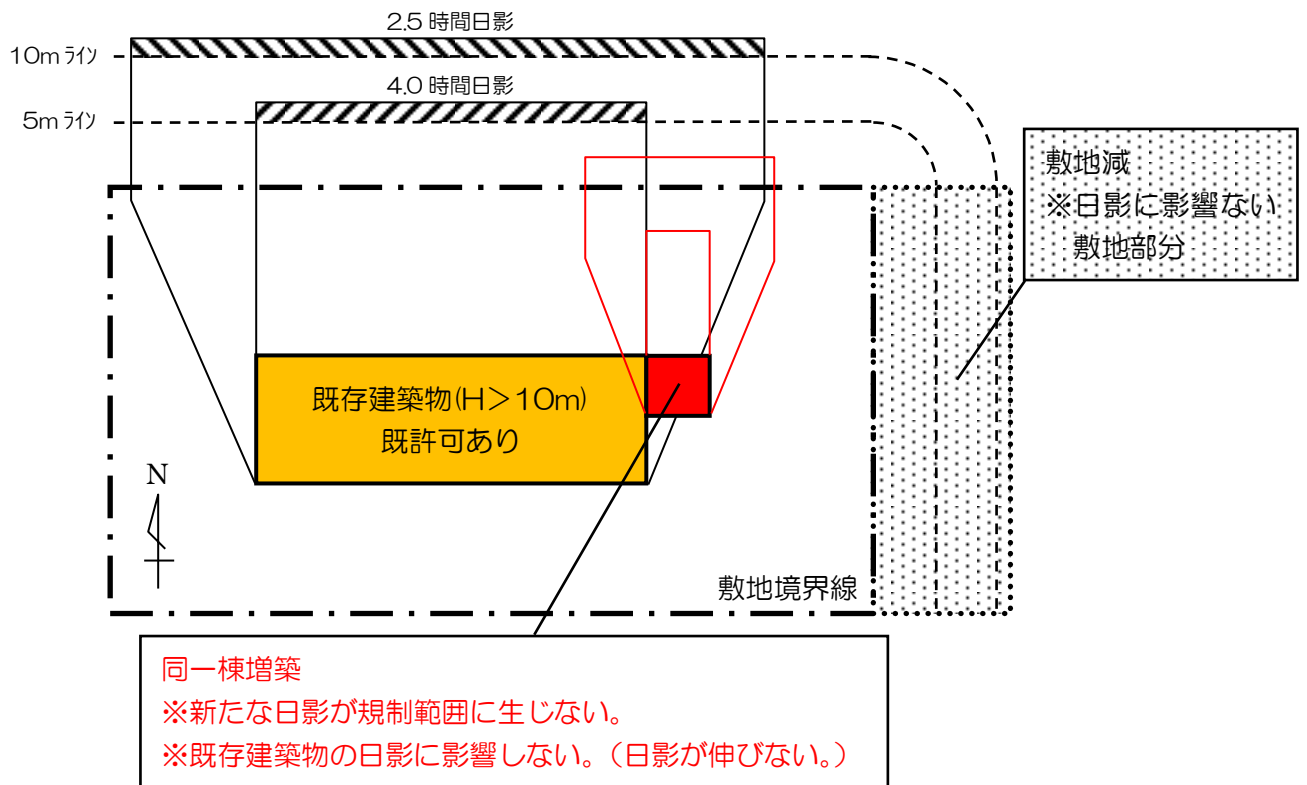
なお、特定行政庁は、この包括同意基準により許可した際には、直後に行われる建築審査会にその内容を報告しなければならない。

○建築基準法第56条2第1項ただし書き許可に係る

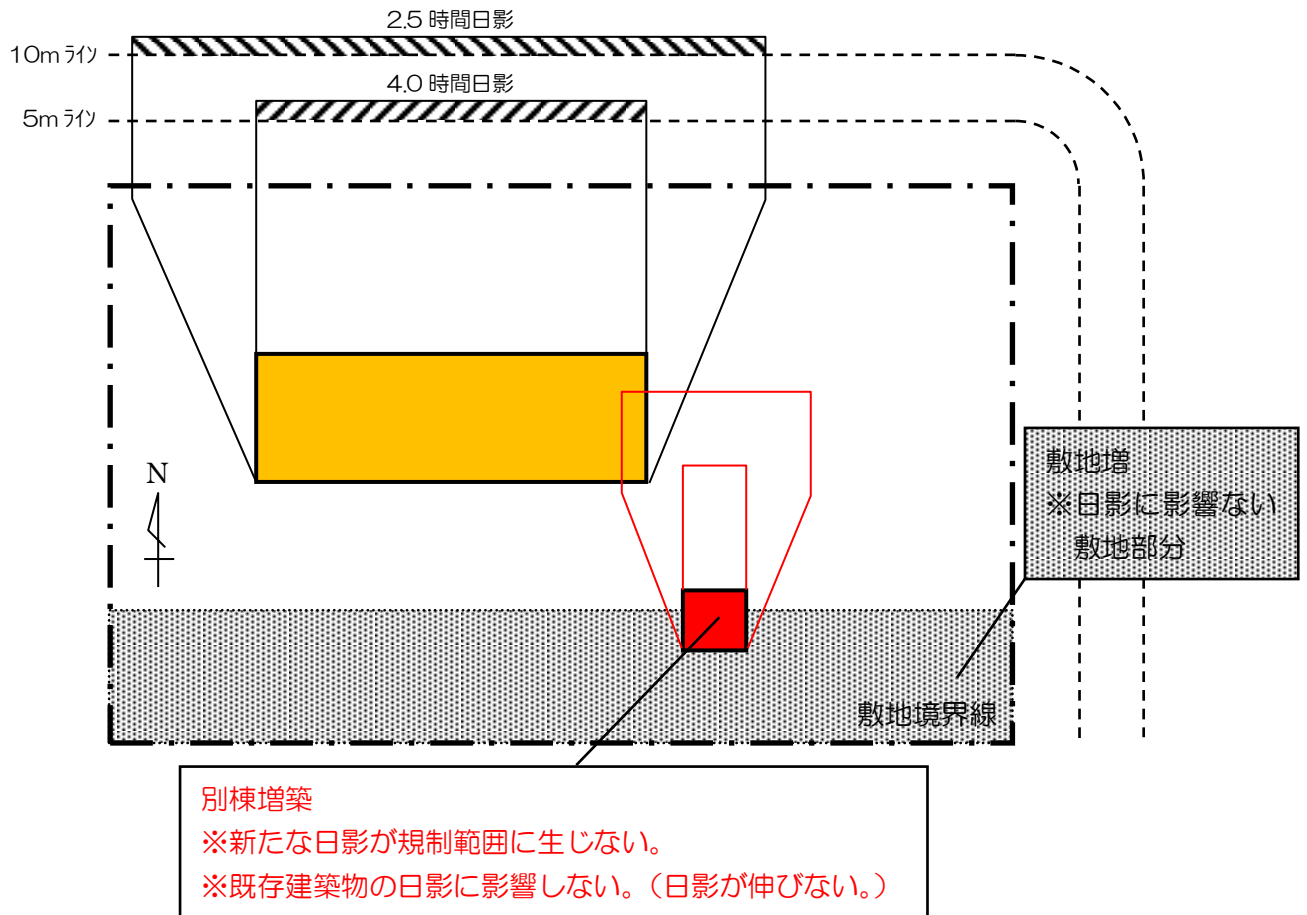
建築審査会包括同意基準（イメージ）



例) 日影規制に影響ない範囲の計画①



例) 日影規制に影響ない範囲の計画②



例) 許可の適用除外又は包括同意に該当しない計画

※敷地に高低差があり、増築部が平均地盤面を下げてしまう場合（結果的に、既存日影が伸びてしまう。）

